

# 子ども手当が変わります

中学生までのお子さんを持つすべての方の申請が必要です

**申請が  
必要です**

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査しますので、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方が申請をしてください。

( 公務員の方は勤務先へ申請 )

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分からの手当を受け取ることができます。これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。

留学を除き、子どもが海外に居住している場合は、手当は支給されません。

子どもが児童養護施設等に入所している場合は施設の設置者に、里親に預けられている場合には里親の方に手当が支給されます。

## 10月分～平成24年3月分の支給額が変わります

● 0歳～3歳未満・・・15,000円(一律)

● 3歳～小学校修了前・・・10,000円(第3子以降は15,000円)

● 中学生・・・10,000円(一律)

10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

## 注意!!

次の方は期限内に申請してください

❖ 10月以降に他の市町村へ転居した方

❖ 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の次の日から、お子さんが生まれた方は、生まれた日の次の日から数えて15日以内に必ず申請してください。

お問合せ 住民福祉課福祉係 ☎ 5 7・5 1 1 1 内線 2 3 4

お詫び  
広報らんこし10月号7ページのまちづくりトークの記事中、参加者のお名前を長澤進さんと記載しましたが、正しくは、長澤勇さんです。  
お詫びして訂正します。



協働のまちづくり  
10月19日、花いっぱい会の皆さんが、役場庁舎周辺の花壇に来春に向けて、パンジーの花植えボランティアを行いました。

# 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。

次のようなことに気づいたら虐待行為の疑いがありますので、通告することが必要です。

- 近所から叩く音や叫び声が聞こえる
- 不自然な傷が多い子供がいる
- 衣服や身体がいつも極端に汚れている子供がいる
- 小さな子供を置いて頻繁に外出している
- 車内に子供が放置されている

通告者のプライバシーは法律で保護されています。その通告によって大切な命が守られることがあるかもしれませんが、見つけたときは勇気を出して最寄りの児童相談所、市町村、民生委員、児童委員に早めにご連絡ください。



## お問い合わせ

役場住民福祉課福祉係 . . . . . ☎ 5 7・5 1 1 1 内線 2 3 4

中央児童相談所 . . . . . ☎ 0 1 1・6 3 1・0 3 0 1

または児童相談所全国共通ダイヤル . . . ☎ 0 5 7 0・0 6 4・0 0 0

# ・ ・ ・ いま、妊娠している方へ ・ ・ ・

～話してみませんか？心が軽くなるように～

- お産や子育て、出産後の生活が心配
  - 親になることが不安
  - 自分は（相手は）妊娠を望んでいなかったのに悩んでいる
  - 子供の育て方がわからない
  - 経済的に困っている など
- 妊娠したことに悩んでいませんか？  
予定外の妊娠をした女性は、周囲に相談できず、たった独りで悩んでいることが少なくありません。独りで悩まず、一緒に解決策を探しましょう。

秘密については守られます。匿名での相談にも応じます。



どうして？

## 問い合わせ

保健福祉センター保健師 ☎ 5 7・6 9 6 9

または倶知安保健所（女性の健康サポートセンター） ☎ 2 3・1 9 5 8